

岩手県ビーチボール協会規約

第1章 名称及び事務局

第1条 本協会は、岩手県ビーチボール協会と称する。

第2条 本協会の事務局は、会長の指定する場所に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本協会は、ビーチボールを愛好する岩手県内の各市町村協会等の連合組織であり、ビーチボールの普及と団体相互の連携を図ることを目的とする。

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 岩手県内の各市町村協会等との連絡調整
- (2) 日本ビーチボール協会との連絡調整
- (3) 競技会の開催及び後援
- (4) 審判講習会等への指導員派遣及び協力支援
- (5) ビーチボール競技の普及啓発
- (6) その他、本協会の目的遂行に必要な事項

第3章 組 織

第5条 本協会は、第3条に掲げる目的に賛同する岩手県内の各市町村協会をもって組織する。

第6条 本協会に、次の専門部を置く。

- (1) 競技部
- (2) 審判部
- (3) 普及部

第4章 役員等

第7条 本協会に次の役員を置き、任務は次のとおりとする。

- (1) 会 長 1名
 - ・本協会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長 3名以内
 - ・会長を補佐し、会長に事故等があった場合、その職務を代行する。
- (3) 専門部長 1名
 - ・競技部・審判部・普及部を統括する
- (4) 競技部長 1名
 - ・会長の命を受け、競技会の運営等にあたる。
- (5) 競技部 副部長 若干名
 - ・部長を補佐し、部長に事故等があった場合、その職務を代行する。

- (6) 審判部長 1名
 - ・会長の命を受け、競技会の審判や審判講習会での指導等にあたる。
- (7) 審判部 副部長 若干名
 - ・部長を補佐し、部長に事故等があった場合、その職務を代行する。
- (8) 普及部長 1名
 - ・会長の命を受け、ビーチボール競技の普及啓発等にあたる。
- (9) 普及部 副部長 若干名
 - ・部長を補佐し、部長に事故等があった場合、その職務を代行する。
- (10) 事務局長 1名
 - ・会長の命を受け、会務の執行等にあたる。
- (11) 事務局次長 1名
 - ・局長を補佐し、局長に事故等があった場合、その職務を代行する。
- (12) 財務局長 1名
 - ・会長の命を受け、財務の執行等にあたる。
- (13) 財務局次長 1名
 - ・局長を補佐し、局長に事故等があった場合、その職務を代行する。
- (14) 監 事 2名
 - ・本協会の会務及び財務を監査する。

2 役員は、総会において代議員の互選により選任する。

3 日本ビーチボール協会の理事は、その必要数を役員の中から選任する。

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任等の事由により補欠で選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 本協会の専門部の運営を補助するため、第6条に掲げる各専門部に部員を置くことができる。

第10条 本協会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員会の同意を得て、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の求めに応じて会議に出席し、意見を述べるすることができる。

第5章 代議員

第11条 本協会に、代議員を置く。

2 代議員は、第5条に規定する岩手県内の各市町村協会等から選出する
代議員数は、各市町村協会登録人数が100名以下の場合2名、100名以上の場合は4名とし、総会の構成員となる。

第6章 会 議

第12条 本協会に次の会議を置く。

- (1) 総 会
- (2) 役員会

第13条 総会は、本協会の最高意思決定機関であり、役員及び代議員をもって構成する。

2 総会は、年1回会長が招集し、次の事項を決議する。ただし、会長が必要と認め
た場合は、臨時総会を開催することができる。

- (1) 事業報告及び収支決算の承認
- (2) 事業計画及び収支予算の決定
- (3) 役員を選任
- (4) 規約の制定・改廃
- (5) 新加盟団体（市町村協会等）の承認
- (6) その他本協会の重要決定に関する事項

3 総会の議長は、会長が務める。

第14条 役員会は、第7条(1)～(13)に規定する役員をもって構成し、必要に応じて会長
が招集し、次の事項を処理する。

- (1) 本協会の運営及び事業の総合調整に関する事項
- (2) 総会の議案に関する事項
- (3) 総会の委任事項
- (4) その他緊急に対処しなければならない事項

第15条 会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。

第7章 会 計

第16条 本協会の経費は、県登録料、審判登録料、競技会参加料及びその他の収入をもっ
て充てる。

第17条 本協会への登録料は、会員一人当たり年額500円とする。

第18条 本協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第19条 本協会の収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

附 則

この会則は、令和2年5月から施行する。

この附則は、令和6年4月20日から施行する。